

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 8 月 19 日（金）第3239号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更事項の届出 | （建築課取扱い） | 2 |
| 公 告 | | |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件） | （商工政策課取扱い） | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 4 |
| ○一般競争入札公告 | （会計課取扱い） | 5 |

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- | | | |
|-----------------------------|--------------|----|
| ○政治団体の名称等の公表 | （選挙管理委員会取扱い） | 7 |
| ○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 | （選挙管理委員会取扱い） | 13 |

監 査 委 員 公 表

- | | | |
|----------------------|--------------|----|
| ○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表 | （監査委員事務局取扱い） | 14 |
|----------------------|--------------|----|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 787 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
奄美市名瀬金久字配田1447番1，1447番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 788 号

肝属郡東串良町川東4844番地1 楠正水産有限会社代表取締役楠田勇二及び曾於郡大崎町横

瀬1628番地 大正水産有限会社代表取締役大和学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 東串良町・大崎町区域（東串良漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年 8 月 3 日付けで南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第790号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目8番1号	東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号やまのいビル1003号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号さいたま浦和ビルディング3階 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3丸庄ビル1階 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号日総第8ビル8階 長野市南県町1082番地KOYO南県町ビル5階 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号久屋パークビル7階 島根県松江市中原町6	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地（追加）	-	千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3丸庄ビル1階	平成28年 1 月 15 日
			-	福岡市博多区御供所町1番1号西鉄祇園ビル3階	

番地 岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号成広ビル 2 階 広島市中区八丁堀 15 番 6 号広島ちゅうぎんビル 704-2 号室 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号ミツネビルディング 601 号室 福岡市博多区御供所町 1 番 1 号西鉄祇園ビル 3 階 佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号いちご佐賀ビル 704 号室 長崎市万才町 3 番 4 号長崎ビル 8 階 宮崎市川原町 5 番 10 号ミネックス川原 8 階 鹿児島市西千石町 11 番 21 号鹿児島 MS ビル 2 階 B 号室 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号沖縄県建設会館 4 階				
--	--	--	--	--

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年8月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年8月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西之表店
西之表市西之表字上ノ河16064番 4 外
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
ア 変更前 (仮称) ドラッグコスモス西之表店
イ 変更後 ドラッグコスモス西之表店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
ア 変更前 午前10時
イ 変更後 午前9時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - イ 変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更年月日
 - (1) 2 の(1) 平成28年 8 月 1 日
 - (2) 2 の(2)及び(3) 平成28年 8 月 5 日
- 4 届出年月日
 - 平成28年 8 月 3 日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年8月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年8月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ドラッグコスモス中種子店
 - 熊毛郡中種子町野間字野別府5121番 外11筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 (仮称) ドラッグコスモス中種子店
 - イ 変更後 ドラッグコスモス中種子店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前10時
 - イ 変更後 午前9時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - イ 変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更年月日
 - (1) 2 の(1) 平成28年 8 月 1 日
 - (2) 2 の(2)及び(3) 平成28年 8 月 5 日
- 4 届出年月日
 - 平成28年 8 月 3 日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 日置市伊集院町猪鹿倉字南田良迫474番 1, 475番, 476番 1, 477番 1, 479番, 480番, 481番, 494番, 495番, 501番 1, 501番 3 及び503番 1
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
 - 道路 日置市伊集院町猪鹿倉字南田良迫474番 1 の一部, 475番の一部, 476番 1 の一部, 477番 1 の一部, 479番の一部, 481番の一部, 495番の一部, 501番 1 の一部及び501番

3 の一部

公園 日置市伊集院町猪鹿倉字南田良迫479番の一部及び501番 1 の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市西陵三丁目28番22号
株式会社トータルハウジング
代表取締役 渡邊孝太郎

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 8 月 19 日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 569式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成29年 3 月 1 日から平成34年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年 8 月 19 日から同年 9 月 2 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年10月4日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年10月5日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成28年9月7日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。) による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で, 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は, 落札決定通知を受けた日から 5 日以内に, 記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110 (内線2232)
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は, 世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business use:569set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 4 October 2016
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体, 同法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体, 同法第17条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体, 同法第19条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第 3 項の規定による資金管理団体の異動, 指定の取消し

の届出があった政治団体、資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成28年8月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第二号)	届出年月日
下町かずみ後援会	下町 和三	下町 静江	鹿児島市西伊敷六丁目29番1号	参議院議員	下町 和三、 参議院議員	平成28年 4月14日

(2) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第二号)	届出年月日
野呂正和後援会	小原 健	小杉 容健	始良市西餅田596-3	野呂 正和、 衆議院議員	平成28年 5月10日

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いくむら清徳八選委員会	増山 辰夫	幾村 剛至	鹿児島市原良二丁目7-6	平成28年 3月31日
植林伸洋後援会	原田 幸機	橋 正樹	始良郡湧水町稲葉崎247-5	平成28年 4月22日
とめよう原発！かごしまの会	平良 行雄	白澤 葉月	鹿児島市坂之上二丁目33-48	平成28年 5月10日
たいらゆきお後援会	向原 祥隆	井上 勇治	鹿児島市下田町292-1	平成28年 5月12日
私鉄鹿児島交通政策研究会	丸山 繁	東丸 政志	鹿児島市下荒田一丁目43番20号	平成28年 6月6日
県民党	早川 幹夫	美園 博樹	鹿児島市城山町二丁目30-205	平成28年 6月16日
幸福実現党薩摩川内後援会	寺迫 好美	寺迫 初子	薩摩川内市中村町9082-2 寺迫方	平成28年 6月17日
東弘明後援会	東 弘明	東 洋子	大島郡和泊町国頭2001	平成28年 6月22日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県ときわ会支部	笠井 治	主たる事務所の所在地	鹿児島市錦江町3番31号九鉄工業株式会社鹿児島支店	鹿児島市武一丁目17番29号	平成27年 10月1日

自由民主党阿久根市支部	庵 重人	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	阿久根市西目1032 山口 士郎	阿久根市脇本828番地 牟禮 国利	平成28年3月30日
自由民主党溝辺支部	福永 忍	会計責任者の氏名	東郷 護寛	山下 鉄美	平成28年4月1日
民主党鹿児島県総支部連合会	藤田 太一	政治団体の名称	民進党鹿児島県総支部連合会	民主党鹿児島県総支部連合会	平成28年4月4日
民主党鹿児島県第1区総支部	川内 博史	政治団体の名称	民進党鹿児島県第1区総支部	民主党鹿児島県第1区総支部	平成28年4月14日
自由民主党伊集院支部	岩崎 昌弘	会計責任者の氏名	中村 尉司	並松 安文	平成28年5月2日
民主党鹿児島県第2区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	民進党鹿児島県第2区総支部	民主党鹿児島県第2区総支部	平成28年5月23日
民主党鹿児島県第3区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	民進党鹿児島県第3区総支部	民主党鹿児島県第3区総支部	平成28年5月23日
民主党鹿児島県第4区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	民進党鹿児島県第4区総支部	民主党鹿児島県第4区総支部	平成28年5月23日
自由民主党鹿児島県自動車整備支部	五位塚 高盛	会計責任者の氏名	淵脇 一臣	小城 和臣	平成28年6月11日
自由民主党鹿児島県宅建支部	川窪 宏一	代表者の氏名	濱田 武美	川窪 宏一	平成28年6月20日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
池畑憲一後援会	永田 浩三	主たる事務所の所在地	伊佐市大口里404番地	大口市里404	平成20年11月1日
中村もところ後援会	野村 義也	主たる事務所の所在地	阿久根市脇本9240-4	阿久根市港町99番地	平成27年4月13日
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬井根町4番27号	奄美市名瀬井根町9番7号	平成27年4月30日
伊東隆吉後援会	伊東 隆吉	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬永田町15番11号	奄美市名瀬港町4番16号	平成27年5月1日
鹿児島県獣医師政治連盟	坂本 紘	代表者の氏名	比良 忠	坂本 紘	平成27年6月17日
江口是彦後援会	日笠山 直宏	会計責任者の氏名	江口 美代子	橋口 俊洲	平成27年7月1日
九州本格焼酎研究会	本坊 松美	会計責任者の氏名	渡邊 貴昭	伊南 敏雄	平成27年9月25日
もちとみ八郎後援会	持富 八郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市紫原二丁目7-1 アルファステイツ703号	鹿児島市紫原六丁目5-6	平成27年10月1日
つくだ昌樹後援会	愛甲 三月	会計責任者	池上 淑子	城下 義博	平成27年

		の氏名			12月11日
至水会	林 淳一郎	会計責任者の氏名	林 美津代	安田 博行	平成28年 3月29日
よしふく浩介後援会	吉福 浩介	会計責任者の氏名	富盛 麻美	吉福 美保	平成28年 3月30日
おつじ義後援会	小原 初男	主たる事務所の所在地	鹿児島市平之町9-9第二鶴丸ハイツ201	鹿児島市鷹師一丁目6-6	平成28年 3月31日
鹿児島県環境整備政治連盟	鳥越 澄夫	会計責任者の氏名	森 耕三	黒木 昭文	平成28年 4月1日
鹿児島県不動産政治連盟	本村 満彰	政治団体の名称	鹿児島県宅建政治連盟	鹿児島県不動産政治連盟	平成28年 4月1日
篠原静則後援会	福田 望	代表者の氏名	池田 繁美	福田 望	平成28年 4月1日
		会計責任者の氏名	柳田 初生	池田 繁美	
野間たけし後援会	今村 農夫男	代表者の氏名	斉藤 奈良治	今村 農夫男	平成28年 4月1日
共和党	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別議会	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別機関	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別共和党	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別軍	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別警察	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別検察庁	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別裁判所	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別組織	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
特別内閣	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町真孝151-6	始良市加治木町仮屋町54	平成28年 4月2日
福元光一後援会	今村 勉	主たる事務所の所在地	薩摩川内市五代町7215-2	薩摩川内市宮内町2003-1	平成28年 4月15日
		代表者の氏名	瀬戸口 秀雄	今村 勉	
池畑憲一後援会	永田 浩三	会計責任者の氏名	猩々 義秋	大迫 弘	平成28年 4月20日
幸福実現党鹿児島県本部	弓削 和人	主たる事務所の所在地	鹿児島市新照院町16-3	鹿児島市西陵7-10-1パーパス21-12号室	平成28年 5月1日
		代表者の氏名	川田 純一	弓削 和人	

		名			
		会計責任者の氏名	中崎 博文	川田 純一	
いとう祐一郎後援会	池田 琢哉	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町10番38号	鹿児島市上荒田町11番5号	平成28年5月9日
いとう祐一郎後援会祐祥会	伊藤 祐一郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町10番38号	鹿児島市上荒田町11-5	平成28年5月9日
守ろうふるさと変えようかごしまの会	木山 茂樹	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町10番38号	鹿児島市上荒田町11-5	平成28年5月9日
下町かずみ後援会	下町 和三	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田一丁目4-14丸田ビル2F	鹿児島市西伊敷六丁目29番1号	平成28年5月13日
互栄会	川畑 俊彦	代表者の氏名	野添 正文	川畑 俊彦	平成28年5月17日
		会計責任者の氏名	谷口 明広	池田 安則	
鹿児島県建築士事務所政治連盟	東條 正博	会計責任者の氏名	古川 稔	梅野 一郎	平成28年5月26日
鹿児島県建築政治連盟	前田 正人	代表者の氏名	中村 明人	前田 正人	平成28年5月27日
鹿児島県宅建政治連盟	本村 満彰	代表者の氏名	吉田 稔	本村 満彰	平成28年5月30日
金子万寿夫後援会	金子 万寿夫	会計責任者の氏名	寺田 眞由美	岩川 つやの	平成28年6月1日
丸田健次後援会	丸田 健次	会計責任者の氏名	丸田 健次	江口 清次	平成28年6月1日
鹿児島県印刷産業政治連盟	岩重 昌勝	会計責任者の氏名	安楽 眞一	前田 城輔	平成28年6月2日
曾於郡医師連盟	手塚 善久	代表者の氏名	肝付 兼達	手塚 善久	平成28年6月7日
鹿児島県自動車整備政治連盟	五位塚 高盛	会計責任者の氏名	淵脇 一臣	小城 和臣	平成28年6月11日
いとう祐一郎後援会	池田 琢哉	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町11番5号	鹿児島市西千石町10番38号	平成28年7月15日
いとう祐一郎後援会祐祥会	伊藤 祐一郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町11番5号	鹿児島市西千石町10番38号	平成28年7月15日
守ろうふるさと変えようかごしまの会	木山 茂樹	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町11番5号	鹿児島市西千石町10番38号	平成28年7月15日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県奄美市区第一支部	奄美市名瀬春日町3-16	与 力雄	平成27年12月31日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
安心・安全・快適な始良市を創る市民の会	始良市宮島町31-13	東 照盛	平成26年5月31日
寿はじめ後援会	大島郡伊仙町伊仙1836	寿 俊雄	平成27年4月13日

嶋田芳博後援会	鹿屋市白崎町1-23	大迫 愿	平成27年7月1日
北森たかお後援会	鹿児島市若葉町11-3	遠矢 仁司	平成27年12月16日
北森たかお若葉町後援会	鹿児島市若葉町11-3	徳永 芳一	平成27年12月20日
与力雄後援会	奄美市名瀬港町23-27	川上 勝	平成27年12月31日
与力雄政経懇話会	奄美市名瀬春日町3-16	与 力雄	平成27年12月31日
あらた幸司後援会	奄美市名瀬朝仁新町5番地7	三島 照	平成27年12月31日
有馬研一後援会	始良市加治木町木田1339-2	白浜 隆稔	平成27年12月31日
内重男後援会	大島郡徳之島町亀津7449番地	内 重男	平成27年12月31日
大久幸助後援会	大島郡天城町平土野3番地1	徳田 正久	平成27年12月31日
鹿児島の政治を考える会	鹿児島市田上八丁目21-11	宮元 利典	平成27年12月31日
田中正隆後援会	出水郡長島町川床1141-3	田中 忠臣	平成27年12月31日
たばた和彦後援会	いちき串木野市旭町124	田畑 和彦	平成27年12月31日
どうもり忠夫後援会	始良市加治木町西別府506-7	中森 春志	平成27年12月31日
中牧和美後援会	鹿屋市上野町4696番地	有川 伸治	平成27年12月31日
西よしと後援会	南九州市川辺町永田486	東 眞宏	平成27年12月31日
民主市政をつくる会	奄美市名瀬大字小宿2581-1	檉田 祐一	平成27年12月31日
山元宗後援会	大島郡与論町那間3095番地	町 俊策	平成27年12月31日
若松そうへい後援会	薩摩郡さつま町宮之城屋地1584-10	木原 晃一	平成27年12月31日
幸福実現党鹿児島北後援会	鹿児島市宮之浦町297-1	米森 幸代	平成28年3月23日
東哲雄後援会	薩摩郡さつま町鶴田2200	東 哲雄	平成28年3月25日
育章会	薩摩郡さつま町鶴田3545-1	井上 章三	平成28年3月29日
南種子をよくする会	熊毛郡南種子町中之上2535番地2	日高 澄夫	平成28年3月30日
いくむら清徳七選委員会	鹿児島市原良二丁目7-6	増山 辰夫	平成28年3月31日
中小企業鹿児島フォーラム	鹿児島市武岡一丁目17-4	松原 裕司	平成28年3月31日
鹿児島県幼児教育振興会	霧島市国分福島3-21-48	鬼塚 俊郎	平成28年5月19日
農業政策研究会	鹿屋市田崎町2274-2	瀬筒 幸二	平成28年5月25日
ひごまさし後援会	始良市西始良2-3-2	松下 伝男	平成28年6月7日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
下町 和三	下町 和三	参議院議員	下町かずみ後援会	鹿児島市西伊敷六丁目29番1号	平成28年 4月14日
平良 行雄	平良 行雄	鹿児島県知事	とめよう原発!かごしまの会	鹿児島市坂之上二丁目33-48	平成28年 5月13日
東 弘明	東 弘明	和泊町議会議員	東弘明後援会	大島郡和泊町国頭2001	平成28年 6月21日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
伊藤 祐一郎	いとう祐一郎後援会祐祥会	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町10番38号	鹿児島市上荒田町11番5号	平成28年 5月9日
下町 和三	下町かずみ後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田一丁目4-14丸田ビル2F	鹿児島市西伊敷六丁目29番1号	平成28年 5月13日
伊藤 祐一郎	いとう祐一郎後援会祐祥会	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町11番5号	鹿児島市西千石町10番38号	平成28年 7月15日

6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

(1) 法第19条第3項第1号による届出

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
与 力雄	与力雄政経懇話会	平成27年12月31日

(2) 法第19条第3項第2号による届出

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
田畑 和彦	たばた和彦後援会	平成27年12月31日
井上 章三	育章会	平成28年3月29日

鹿児島県選挙管理委員会告示第48号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成28年8月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党颯娃支部	前村 千香男	西迫 忠憲	南九州市颯娃町別府8398
阿久根の将来を考える会	川原 慎一	福永 光伸	阿久根市大丸町55-1
池山あさお後援会	池山 朝生	渡邊 政秀	熊毛郡中種子町野間6366
出水の明るい未来をつくる会	北御門 伸彦	北御門 玲子	出水市麓町35-21
門松よしかず後援会	門松 慶一	門松 慶介	日置市伊集院町下谷口2129
神園たけし後援会	町頭 與志郎	神山 嘉樹	枕崎市西本町100番地
しばたて俊明後援会	境田 年光	宮元 政廣	鹿屋市寿八丁目4-5
多田義一後援会	多田 義則	美野 美代子	奄美市名瀬塩浜町4-7-2 F

谷岡一後援会	谷岡 一	慶田 豊美	大島郡徳之島町亀津2981
中村奈応子後援会	中村 奈応子	幾村 雪江	鹿児島市原良二丁目7番地6号
西口純一後援会	福留 親雄	芝原 和子	鹿屋市高須町183番地1
西平よしまさ後援会	松崎 茂	飯尾 章寛	阿久根市港町99番地
邑山はつり後援会	邑山 はつり	橋口 英一	出水郡長島町鷹巣220-1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

平成28年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成28年7月22日付け財第40号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月19日

鹿児島県監査委員 田 中 和 彦
同 大 藺 豊
同 禧 久 伸一郎
同 ふくし山ノブスケ

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
監査テーマ 鹿児島県の歳入に関する事務の執行について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中</p> <p>Ⅲ. 各項目における監査結果と監査意見</p> <p>1. 県税</p> <p>(2) ゴルフ場利用税</p> <p>(指摘事項) ゴルフ場利用税調査の報告</p> <p>「ゴルフ場利用税調査票」の様式は、「等級決定用」と「現地調査用」の2種類の様式がある。</p> <p>平成26年度の調査において、ゴルフ場利用税調査票の様式を誤って、「等級決定用」の様式を使っていた地域振興局があった。そのため、調査票に記載すべき「証票の掲示」、「料金表掲示」などの項目についての調査結果の記載内容が漏れていた。</p> <p>なお、調査時に同時に作成されている出張復命書にも調査結果の要約が記載されているが、「証票の掲示」、「料金表掲示」などの項目についての調査結果は記載されていなかった。</p> <p>ゴルフ場利用税の調査の実施の際に鹿児島県税事務処理規程に基づいた様式を使っておらず、規定に準拠した手続きがとられてない。</p> <p>また、調査結果の記載漏れがあると、調査すべき項目が実際に調査されたかどうかの事実確認ができず、調査手続の漏れが生じる可能性がある。</p> <p>今後は、様式の使用誤りがないよう、規程と書類を確認するなど、担当者及び上長によって定期的に検証する必要がある。</p> <p>(6) 法人県民税</p> <p>(指摘事項) 清算法人の法人県民税均等割の負担</p>	<p>調査目的に沿った所定の様式を用いるよう課税担当者等に周知・徹底を図るとともに、ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の上段余白に回覧押印欄を設け、調査終了後に、上長の確認を得るよう改善した。</p> <p>また、税務事務執行状況調査において、事務改善の取組状況を確認することとした。</p>

解散後、残余財産が確定する日までの清算法人に対する法人県民税の課税が適切になされていない事例が見られた。

当該法人の解散の日の翌日から残余財産が確定する日までの申告及び納付の必要性について検討されないまま、平成27年 6 月 30 日付けで除却処理されている。

法人解散後の均等割の納税義務については、「均等割については、その性格からして、清算期間中に現存する事務所、事業所、寮等に限り納付するものであること。」とされている。

当該法人は少なくとも不動産を売却した平成26年 3 月までは、「事務所、事業所」が存在したと考えられることから、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの均等割を納付する義務があったと考えられる。

清算期間中の課税の要否について検討されないまま、税務総合システムで「除却」処理することは、無申告と不納付を容認し、地方税法に違反する結果をもたらすこととなり、清算期間中に均等割を納付している他の納税者との公平が害されるという問題がある。

清算中の法人については、清算期間中の課税の要否について検討し、事務所の要件を満たさず課税とならない場合については、その判断根拠と処理内容を整理し明記しておくことが必要である。

また、法人から、解散の登記とその法人異動届が提出された場合は、当該清算法人（あるいは関与している税理士など）に対して最低でも均等割の納付義務があることを説明しておくことが有効であると考えられる。

(9) 県税の未済

(指摘事項) 滞納整理

県税滞納者に対する行動については、滞納整理票裏面の「整理事項」に記録する必要があるが、閲覧する中において長期間に渡り活動内容が記録されていないものが見受けられた。

その他財産調査がなされているが差押がなされおらずその判断過程も記されていないケースもあった。

また、本税が完納されている場合、他の滞納者の本税回収に注力することから、延滞金の回収は後回しになっていると思われる案件も散見された。

滞納整理票裏面の「整理事項」が長期間に渡って記載されない場合は、滞納者に対してどのような行動がとられたのかが不明であるため、上長や後任者などが適切な対応を図れないという問題がある。

また、遠隔地であるなどの理由により、滞納者に対して長期間に渡って接触していない場合には、

清算中の法人について、現況等の確認を行うこととした。

また、税務事務執行状況調査において、事務改善の取組状況を確認することとした。

現在実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、滞納整理票については、随時、交渉記録等の記載状況を確認し、記録の脱漏については所要の補正に努めることとした（上長による確認及び各担当による補正を実施）。

また、管理者が電算システム画面で滞納整理進捗管理ができるよう、平成28年度において、滞納整理支援システムを構築することとした。

税務事務執行状況調査においては、事務改善の取組状況を確認することとした。

租税債権の回収が著しく困難になるという問題もある。

滞納整理の進行管理については、担当者一人だけに任せるのではなく、組織的な管理体制を整える必要がある。担当者による滞納整理行動の記録を確実にを行うとともに、現在、県税課（納税課）内で行っている滞納整理に係る進行管理会議の実施方法を工夫するなど、上長による検証を通じて常に滞納整理の状況を把握しておく必要がある。

(9) 県税の未済

(指摘事項) 自動車税の延滞金を自動車税課との協議で徴収しないとした事例

自動車税の納税者で、平成20年度の自動車税本税を滞納し、その後分割納付したものの、延滞金3,000円が回収されず、平成26年度において不納欠損処理されている事例があった。

本件は法令に準拠した手続がとられないまま、不納欠損処理されており、不適切な処理である。

延滞金が徴収されないとすれば、納期限までに納付している善良な納税者との公平が保たれず、県の税務行政に対する信頼が失墜する恐れがある。

再発防止のために、滞納整理票の網羅的かつ定期的な上長による査閲の実施と、個々の滞納整理票を誰がいつ査閲したかを一覧できる管理表などシステム面の構築と運用が求められる。

2. 使用料及び手数料

(3) 道路橋りょう使用料

(指摘事項) 道路占用料の減免申請書の不備

「水道及び下水道の各戸引込地下埋設管」は免除とされている。

しかしながら、個人が宅地内に給水管を引き込む際に道路を占用し、その際に提出した減免申請書について、内容の記載漏れがあるケースがあった。

道路占用料は、申請者が減免基準に該当する占用物件について適正な手続きに基づいた減免申請書を提出された場合に限って減免すべきである。

今後は、適正な申請書を提出するように申請者を指導すべきである。

また、提出された減免申請書に不備がないかどうか、担当者以外が検証する体制を構築する必要がある。

(4) 空港使用料

(指摘事項) 空港ビルの設置者に対する土地使用料の減免基準

空港の土地使用料の減免については、財産条例の知事が特別な事情があると認めるときは、減免することができる」とされている規定に基づき、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という）にて

現在実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、平成27年度中に不納欠損処理した延滞金に係る再点検を実施した。

また、管理者が電算システム画面で滞納整理進捗管理ができるよう、平成28年度において、滞納整理支援システムを構築することとした。

税務事務執行状況調査においては、事務改善の取組状況を確認することとした。

指摘を受けた申請書類を確認したところ、減免申請書に記入漏れがあるまま受け付けている事例があったため、申請書の記載について申請者を指導し、確実な審査によって、道路占用料減免申請に係る事務を適正に実施するよう指導した。

また、各地域振興局等に対し、適正な申請書を提出するように申請者を指導し、提出された減免申請書に不備がないかどうか、担当者以外が検証する体制の構築に努めるよう改めて文書で通知し、周知・徹底を図った。

減免の対象者及び対象範囲が明らかとなるよう、減免基準を改正した。

また、減免手続に遺漏がないよう、平成28年3月29日付けで各支

定められている。

県は7空港の設置会社である7民間会社に対して減免を行っており、また空港毎に減免の範囲が異なっている。

取扱要領の減免基準の市町村等が設置する施設を解釈するにあたって、「等」が何を指すかが問題となるが、県では「等」に民間企業も含まれるとしている。

しかし、一般的には「市町村等」という表現から、「等」には、広域連合などの市町村が設置できる団体等、市町村に準じた団体が含まれると解するのが自然であり、市町村とは明らかに性格の異なる民間企業が含まれると解することは困難である。「市町村等」に民間企業が含まれると解釈すると、「市町村等」は事実上、国以外のほとんどの団体や法人を指すこととなり、敢えて「市町村等」という文言で規定した意味がなくなる。

このように、基準の「市町村等」の定義が不明確であるため、厳正に解釈すれば民間企業は減免対象とならないにも関わらず、減免対象となっているという問題がある。

なお、土木部港湾空港課によれば、減免基準を設けた当時から空港ビル設置者はすべて民間企業であり、「市町村等」に民間企業が含まれるのは明らかであるとしている。

また、減免の対象を「市町村等」として表現自体に問題はあるものの、当該基準は、空港ビルが旅客ターミナルとして空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、公共の用に供されることを踏まえ設けられたものであることから、空港ビル設置者である民間企業を減免対象とすることに問題はないと認識しているとのことであった。

仮に民間企業も減免対象となるとしても、空港ビル設置者に対する減免対象が、空港毎に異なっているという問題がある。空港毎に減免の範囲が異なる理由は、基準の「空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、かつ、公共の用に供するもので、営利を目的としないもの」という文言が抽象的で、実務上の判断に役立っておらず、基準の統一的な運用がなされないまま、許可申請者と個別に使用料の交渉が行われたためと考えられる。

すなわち、基準の適用については、「いささかも担当者の主観的恣意に基づいて運用されることがあってはならない。」としながらも、主観的恣意が入らざるを得ない基準であるという問題がある。

なお、同じ施設でも減免の範囲が異なる理由として、申請者が減免申請書に記載しなければ減免されないということも考えられるが、後述のように減免申請書の提出は不十分である。

庁・事務所に通知を発出するとともに、担当者会議においても改めて徹底を図った。

減免の中止を求められた部分については、空港ビル設置者と調整を行い、平成28年度から使用料の徴収を行うこととした。

過去の減免金額については、法律相談も踏まえ検討した結果、

- ① 既に使用関係が終了しており、法的安定性という観点から当時の使用料は確定しているとみるべきこと
- ② 過去の減免を無効又は取消にすべき重大な瑕疵も認められないこと

から、請求を行わないこととした。

取扱要領の別表「使用料減免基準」は厳正な解釈が求められる減免基準としては不適切であるため見直すべきである。

見直しにあたっては減免の対象者と対象範囲を明らかとし、担当者の主観的恣意に基づく運用がされないような基準とすべきである。また、本件が財産条例第7条に基づいた使用料であることから、別途定められている「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」と整合させる必要がある。具体的には、「民間等」「ウ」に該当する減免基準である「1/2超～10/10」を具体化した基準を策定すべきである。

次に、空港の保安検査場、搭乗待合室、有料待合室等の施設については、不特定多数の者が利用するとは認められず、したがって公共部分であるとの解釈は誤りであるから、減免を中止すべきである。

同時に、これらの施設に対して過去になされた減免は不当であるから、減免された金額の空港ビル設置者への請求を検討すべきである。

(4) 空港使用料

(指摘事項) 減免申請書の未提出

空港ビルの土地の使用料について減免を求める場合は、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」に基づき「使用料減免申請書」を併せて提出する必要がある。

使用料の減免は、使用許可が前提であるため、使用許可の更新ごとに「使用料減免申請書」を提出する必要がある。徳之島空港ビル株式会社以外の設置者に対しては、取扱要領上、使用料を減免できないにも関わらず、減免し続けていたという問題がある。

特に、減免申請書の提出が全く確認されていない3社については、手続上に著しい不備があると言わざるを得ない。

使用許可申請書等の提出に併せて減免申請書の提出を求めるべきである。また、現在の使用許可期間に対応する減免申請書が提出されていない設置者に対しては、直ちに減免申請書の提出を求めるべきである。

(5) 河川海岸使用料

(指摘事項) 流水占用料等免除申請書の記載誤り

流水占用料等の額の全部または一部の免除を受けようとする者は、「流水占用料等免除申請書」を提出しなければならないとされている。

占用を引き続き更新するケースでは、更新許可と減免申請を同時に行うことが多いため、「流水占用料等免除申請書」に、許可年月日及び番号を記載する欄があるが、当該占用の許可年月日及び番号でなく、前回申請時の許可年月日と許可番号

減免手続に遺漏がないよう、平成28年3月29日付けで各支庁・事務所に通知を発出するとともに、担当者会議においても改めて徹底を図った。

また、平成27年度以降の使用分に対応する減免申請書も提出されたところである。

各地域振興局長等に対し、流水占用料等の免除の決定に際して、申請書と当該占用料の根拠である許可書の内容を突合の上、申請書記載事項の確認等を行うなど、適切な処理に努めるよう周知を図った。

を記載しているケースが見受けられた。また、許可の内容、流水占用料等の金額、免除を受けようとする金額等、記載がないケースも見受けられた。

また、様式によると、許可書及び命令書等を添付することになっているものの、このような同時申請の場合は、当該許可書及び命令書等は発行されていないため、免除申請書に添付されていない。

占用料の免除は、当然に実施されるものでなく、申請書を検討した上で免除されるべきものであるため、書類の不備等がある申請については免除するべきではない。

条例及び規則に基づき、免除申請書の記載及び添付書類の不備を事前にチェックし、不備のない申請について免除の決定を行うべきである。

(5) 河川海岸使用料

(指摘事項) 流水占用料計算時の取扱いの統一の必要性

流水占用料等は種別・単位ごとに金額が異なっており、計算する際には条例等に基づいて計算している。

県の河川の上空に設ける空中ケーブルについては、「鹿児島県流水占用料等徴収条例」第3条第5号の「電線等の上空横架物のために占用等をする場合」に該当するため、流水占用料等は免除されている。

熊毛支庁では、このような空中の光ケーブルは、「電柱」の項を適用して、通常の占用料は1本あたり660円として免除金額の算定を行っている。

一方、南薩地域振興局では、「樋管等の地下埋設物」の項を適用して1mあたり79円として免除金額の算定を行っている。

県では、空中ケーブルのように種別に迷うものについて、通知を出して処理の統一を図っている。

事務処理上、上記の通知が担当者に周知徹底されていなかったために、一部の所管課で誤った計算をする結果になってしまった。

今回については、県の会計に与える影響はないものの、このように所管課によって事務の取扱いが異なるケースが発生すれば占用料の計算を間違え、誤った占用料を徴収する可能性がある。そのようなケースが発生しないよう、誤りやすい占用物件については改めて通知の周知徹底を図る必要がある。

空中ケーブルなどの河川上空横架物の占用料については、県流水占用料等徴収条例別表に掲げる「電気、ガス又は水道施設用地」の「樋管等の地下埋設物」の項を適用することとしており、指摘を受け、各地域振興局等に対し改めて通知するとともに、担当者会議等を活用して周知徹底を図った。